

区 役 所

区— 1	職員紹介	1
区— 2	組織図	5
区— 3	所管事務	11
区— 4	主要事業	19
区— 5	各区まちづくりの取り組み ...	21

教育市民委員会 配布資料

令和5年6月8日（木）

令和5年度 区役所職員紹介

委員会出席説明者

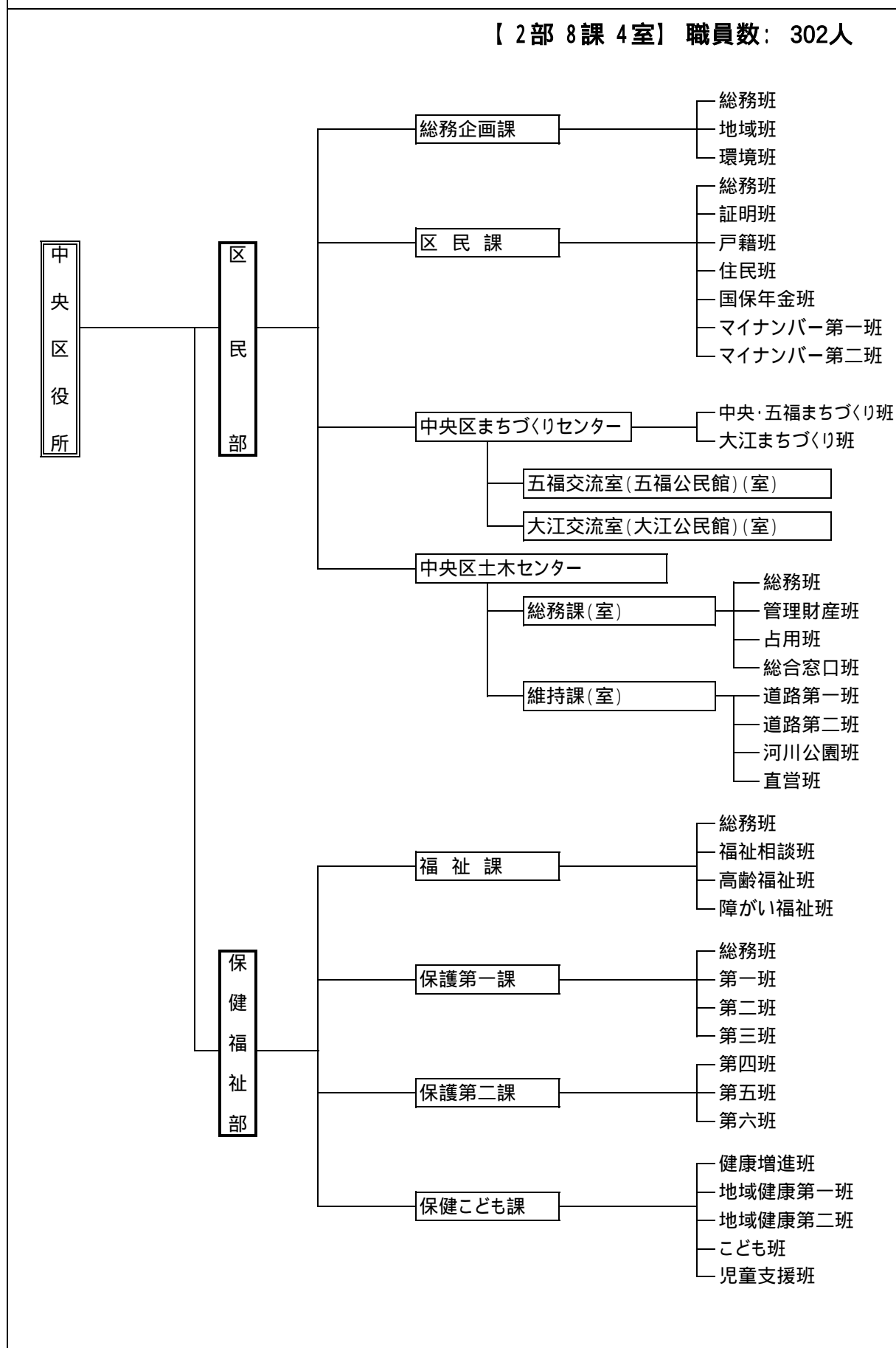
職 名	氏 名		異動者
中央区役所			
【局 長 級】			
中央区長	おかむら 岡 村	きみてる 公 輝	
【部 長 級】			
区民部長	えとう 江 藤	のりゆき 徳 幸	
【課 長 級】			
総務企画課長	さとう 佐 藤	ひろよし 博 義	
総務企画課副課長	いしもと 石 本	かずみ 一 美	○
総務企画課審議員	むらかみ 村 上	たかゆき 孝 之	
区民課長	おぜき 小 関	ひでのり 秀 典	
中央区まちづくりセンター所長	はしもと 橋 本	りんこ 倫 子	
東区役所			
【局 長 級】			
東区長	ほんだ 本 田	まさひろ 昌 浩	
【部 長 級】			
区民部長	いまむら 今 村	りせい 利 清	
【課 長 級】			
総務企画課長	いしい 石 井	だいすけ 大 輔	○
総務企画課副課長	きやま 木 山	えいじ 英 治	○
総務企画課審議員	まついし 松 石	りゅうたろう 龍太郎	
区民課長	きのした 木 下	ともひろ 智 弘	
託麻まちづくりセンター所長	ふくだ 福 田	ともこ 智 子	
秋津まちづくりセンター所長	にしかわ 西 川	あきひろ 昭 浩	
東部まちづくりセンター所長	むつだ 睦 田	あきら 亮	○

職 名	氏 名		異動者
西区役所			
【局 長 級】			
西区長	かわもと 河 本	ひでのり 英 典	
【部 長 級】			
区民部長	ひろおか 廣 岡	やすあき 泰 章	○
【課 長 級】			
総務企画課長	とうや 東 野	まさあき 正 明	
総務企画課副課長	やくしじ 薬師寺	まさみ 雅 美	
総務企画課審議員	おおしま 大 島	なおや 直 也	
区民課長	ほんだ 本 田	しょうへい 昌 平	○
西部まちづくりセンター所長	たかとり 高 取	なおき 直 樹	
河内まちづくりセンター所長	かい 甲 斐	かずお 和 夫	○
花園まちづくりセンター所長	いど 井 戸	よしゆき 義 行	○
南区役所			
【局 長 級】			
南区長	ほんだ 本 田	まさふみ 正 文	○
【部 長 級】			
区民部長	とうや 東 野	きみあき 公 明	
富合まちづくりセンター所長	みずまち 水 町	みのぶ 美 延	
天明まちづくりセンター所長	ふじもと 藤 本	たいじ 泰 二	
【課 長 級】			
総務企画課長	いわやま 岩 山	せいじ 誠 二	○
総務企画課副課長	いけだ 池 田	きよし 清 志	
区民課長	まつい 松 井	かずこ 和 子	○
飽田まちづくりセンター所長	とりい 鳥 井	はるみつ 治 充	
幸田まちづくりセンター所長	いけだ 池 田	てつや 哲 也	
城南まちづくりセンター所長	たなか 田 中	とおる 徹	○
南部まちづくりセンター所長	やまもと 山 本	てつや 哲 也	○

職 名	氏 名		異動者
北区役所			
【局 長 級】			
北区長	なかがわ 中 川	かずのり 和 徳	○
【部 長 級】			
区民部長	はまだ 濱 田	やすひろ 安 拡	○
北部まちづくりセンター所長	かどた 門 田	みのる 実	
【課 長 級】			
総務企画課長	よしさか 吉 坂	みつてる 光 輝	○
総務企画課副課長	まきの 牧 野	せいし 誠 司	○
区民課長	くらもと 倉 本	ふみよ 文 代	○
植木まちづくりセンター所長	はや 羽 矢	じろう 治 郎	
清水まちづくりセンター所長	おおつか 大 塚	かずのり 一 徳	
龍田まちづくりセンター所長	もとす 本 巢	ゆみこ 由実子	

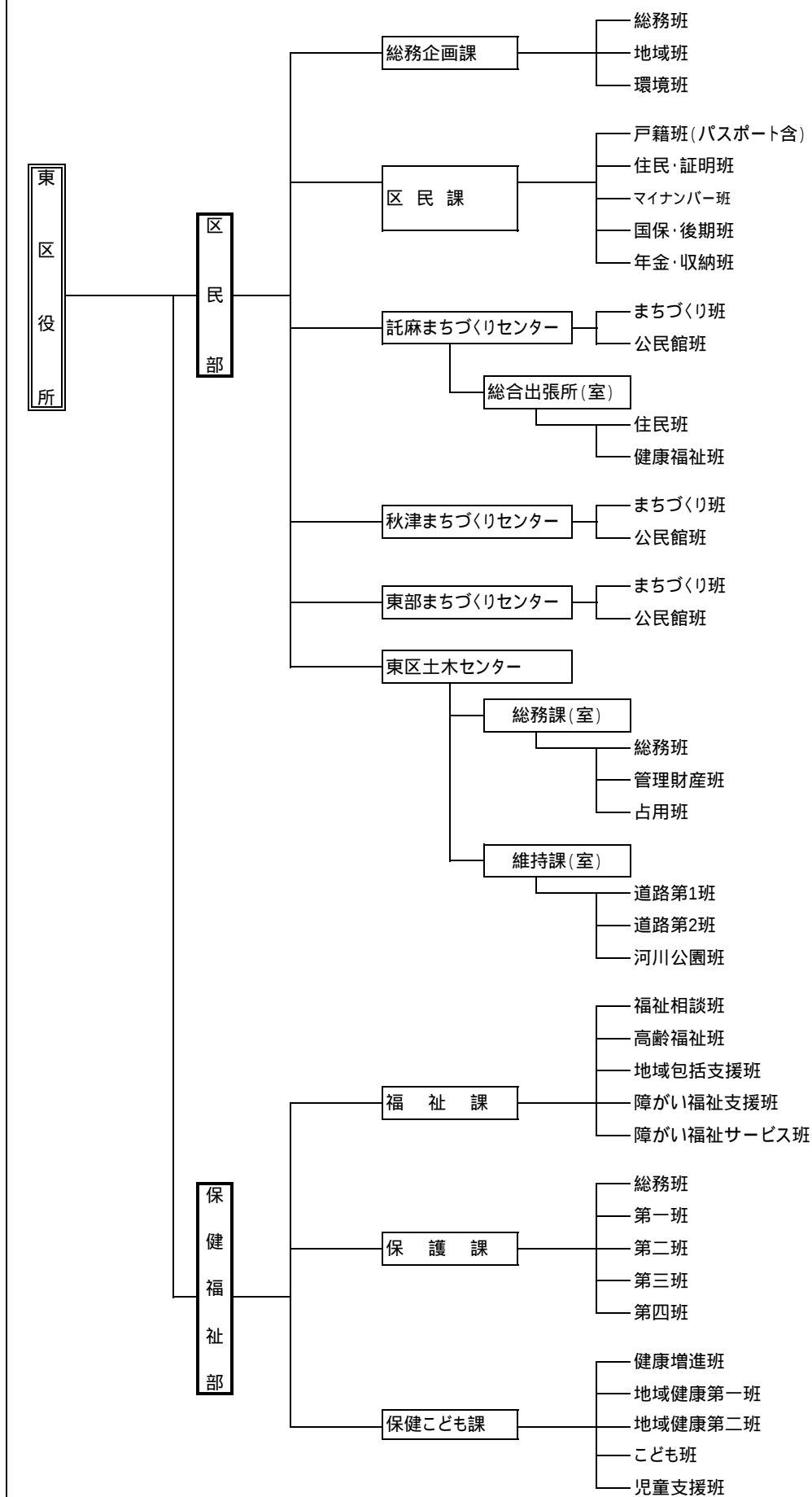
令和5年度中央区役所 組織図

【2部8課4室】 職員数：302人



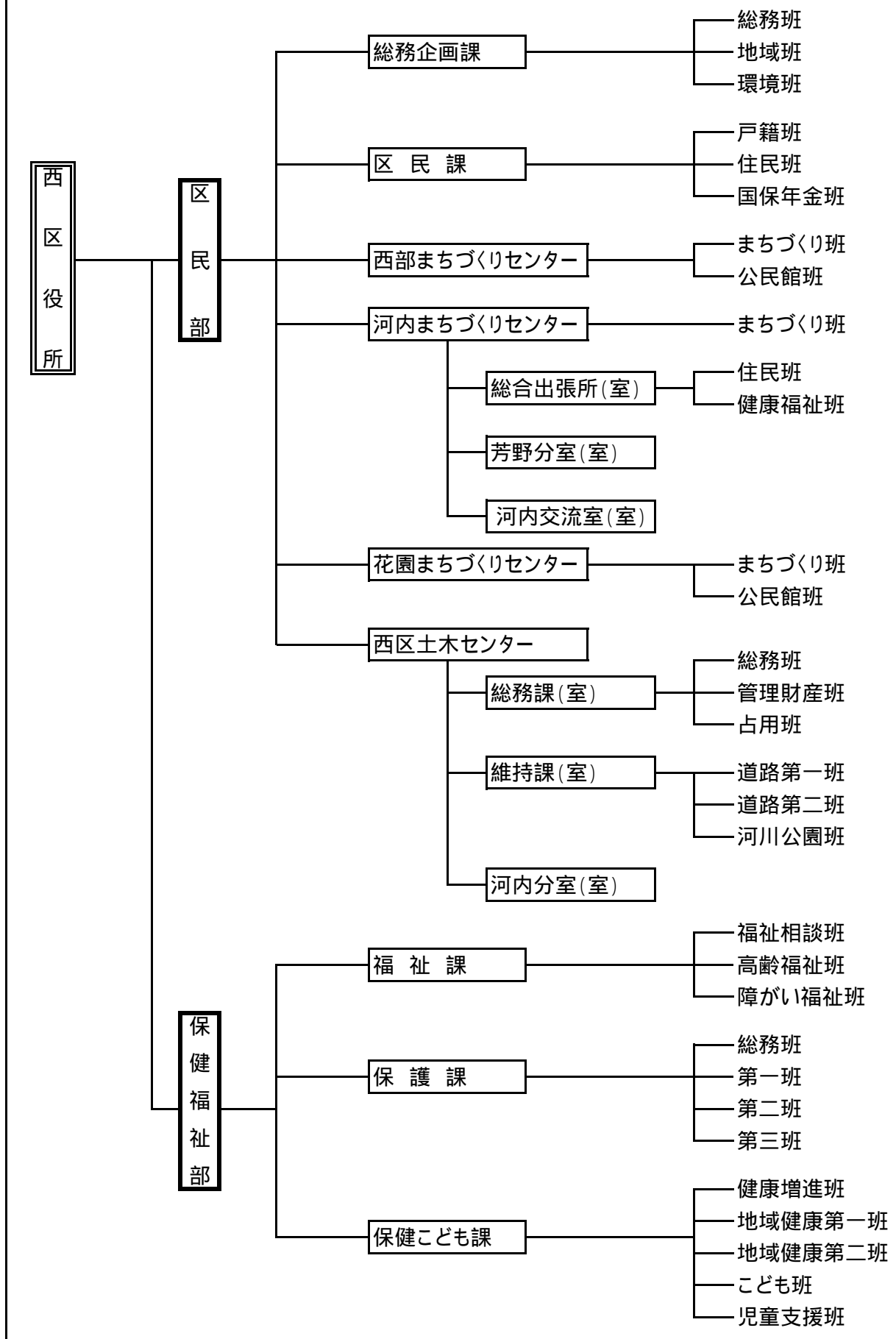
令和5年度 東区役所 組織図

【2部 9課 3室】 職員数:274人



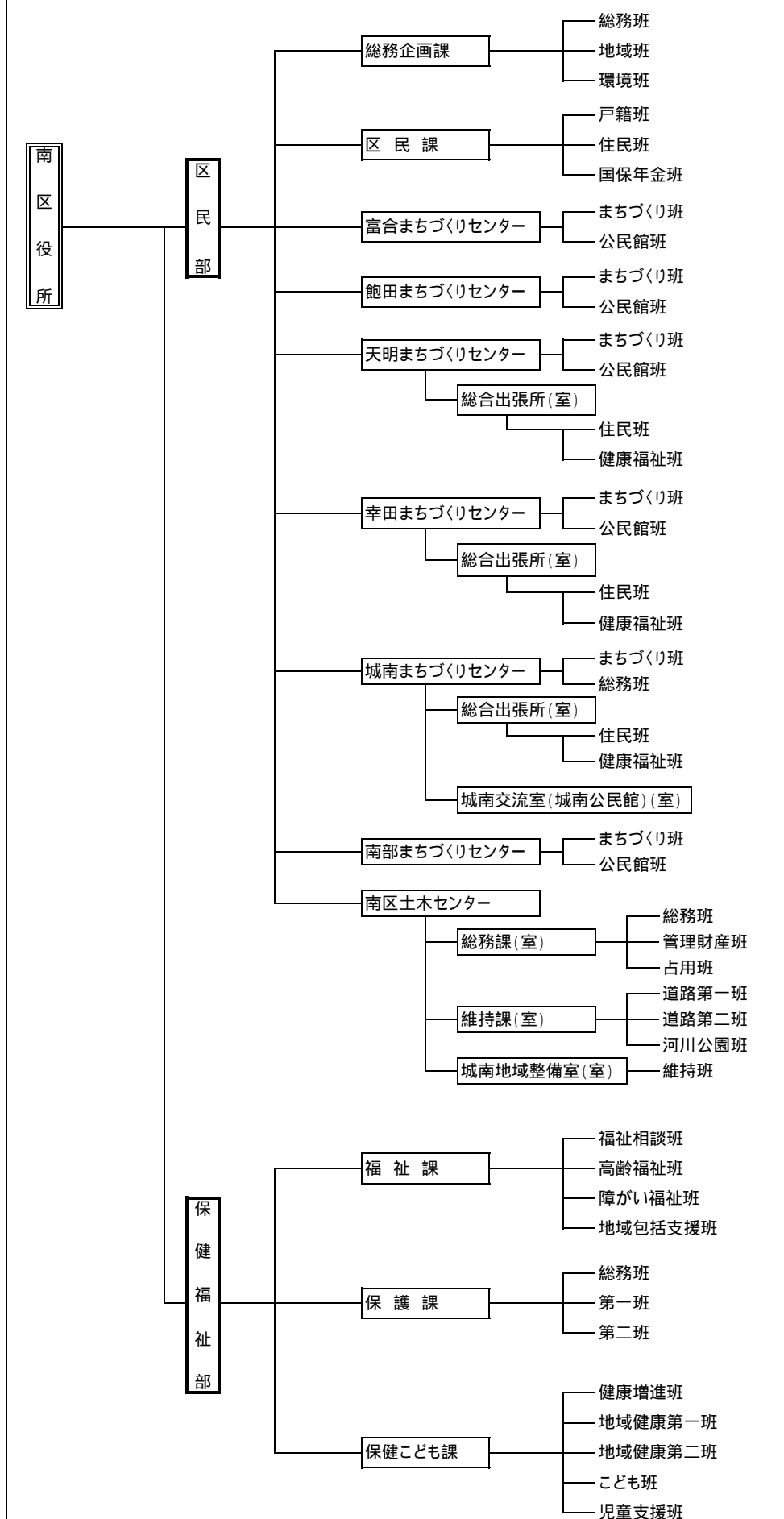
令和5年度 西区役所 組織図

【2部 9課 6室】 職員数:208人



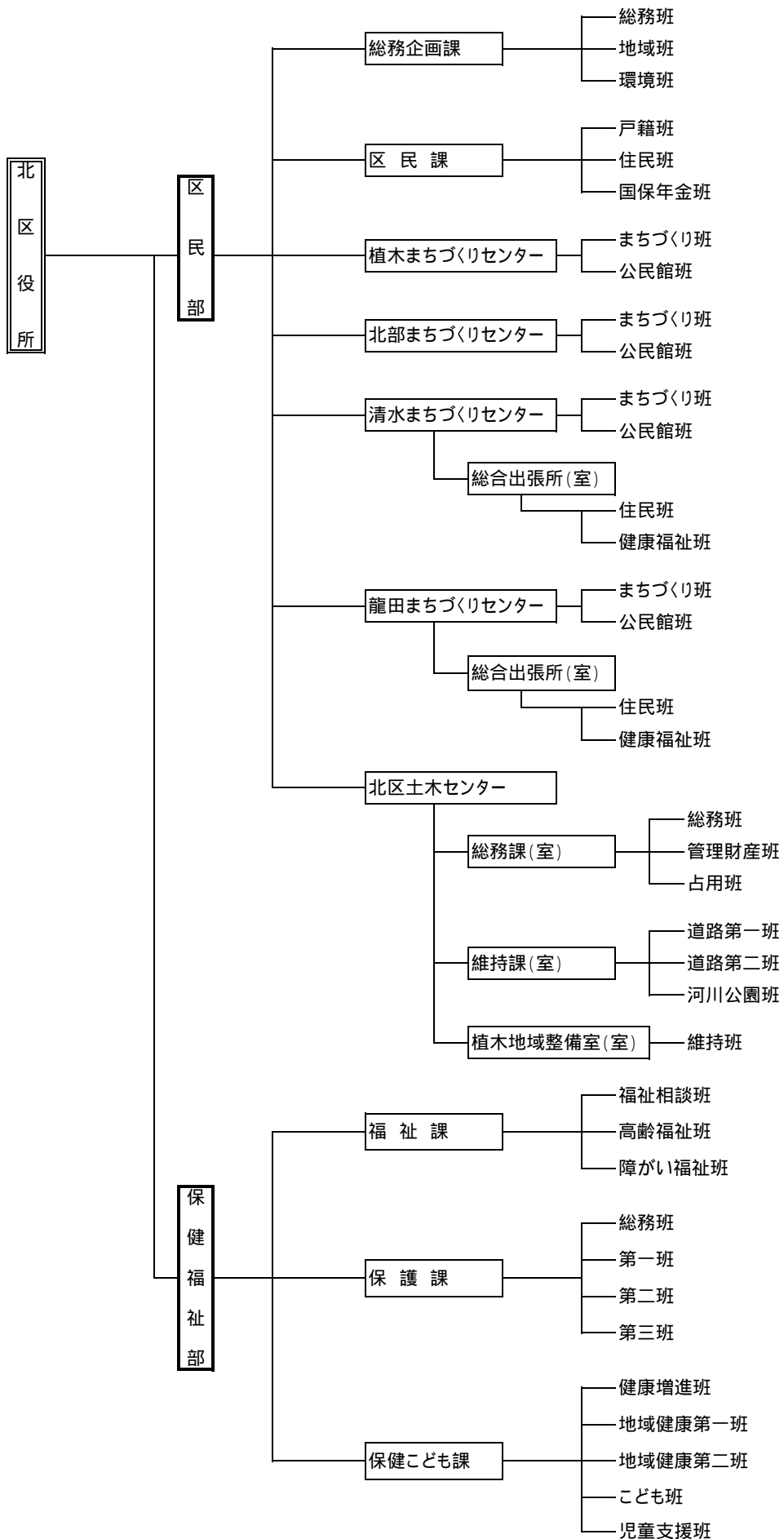
令和5年度 南区役所 組織図

【2部 12課 7室】 職員数： 229人



令和5年度 北区役所 組織図

【2部 10課 5室】 職員数:225人



令和5年度 中央・東・南・西・北区役所の所管事務

部署名	所管事務
総務企画課	(1) 区の重要施策の立案等に関する事。 (2) 区役所事業その他重要事項の総合的調整に関する事。 (3) 区のまちづくり推進に関する事。 (4) 区役所内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。 (5) 所管区域のまちづくりセンターとの連絡調整に関する事。 (6) 本庁との連絡調整に関する事。 (7) 地域の要望、相談、課題等に係る関係部署への連絡調整に関する事。 (8) 地域への行政情報の提供に係る関係部署との連絡調整に関する事。 (9) 文書の収発及び管理に関する事。 (10) 区長の権限に属する事務に係る告示等に関する事。 (11) 区の危機管理並びに防災対策に係る企画、調整及び訓練並びに防災意識の啓発等に関する事。 (12) 自主防災クラブ、校区防災連絡会等の市民の防災組織に関する事。 (13) 区の災害配備体制に関する事。 (14) 区の広報に関する事。 (15) 区役所内の案内に関する事(中央区役所を除く。)。 (16) 統計調査に関する事(他課の所管に属するものを除く。)。 (17) 統計情報の提供に関する事。 (18) 区役所の庁舎その他の区役所の所管に属する市有財産の管理に関する事(中央区役所を除く。)。 (19) 公用車の管理及び維持に関する事。 (20) 旧下益城郡富合町の区域(以下「富合地域」という。)における新市基本計画主要事業の推進に関する事(南区役所に限る。)。 (21) 旧鹿本郡植木町の区域(以下「植木地域」という。)における新市基本計画主要事業の推進に関する事(北区役所に限る。)。 (22) 自衛官募集に関する事。 (23) 漂流物の保管及び処分に関する事。 (24) 公共交通に関する事(他課の所管に属するものを除く。)(中央区役所を除く。)。 (25) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。 (26) 植木地域における本市が所有する温泉の管理に関する事(北区役所に限る。)。 (27) 北区役所指定管理者候補者選定委員会に関する事(北区役所に限る。)。 (28) 市政その他についての市民相談に関する事。 (29) 市民公益活動の支援に関する事。 (30) 地域コミュニティ活動の支援及び推進の総括に関する事。 (31) 町内自治会及び校区自治協議会等に関する事。 (32) 地縁による団体の認可及び当該団体が所有する不動産に係る証明に関する事。 (33) 地域コミュニティセンターに関する事(地域活動推進課の所管に属するものを除く。)。 (34) 地域公民館活動の支援に関する事。 (35) 防犯活動の推進に関する事(他課の所管に属するものを除く。)。 (36) 犯罪被害者等の相談に関する事。 (37) 交通安全の啓発及び交通安全活動の推進に関する事。 (38) 交通指導員の活動支援に関する事。 (39) 男女共同参画の推進に関する事(他課の所管に属するものを除く。)。 (40) 人権教育及び啓発に関する事。 (41) 人権相談に関する事。 (42) 空き地等の雑草等の調査及び除去指導に関する事。 (43) ねずみ族及び衛生害虫等の相談に関する事。 (44) 児童及び青少年の健全育成に係る地域活動の推進に関する事。 (45) 青少年の指導に関する事。 (46) 公害(大気汚染、悪臭、騒音又は振動によるものをいう。)に係る相談、初動調査及び指導に関する事。 (47) 記念樹の配布に関する事。 (48) 雨水貯留施設補助金の受付等に関する事。

部署名	所管事務
	(49) 水質汚濁事故に係る相談、初動調査及び指導に関すること。 (50) し尿処理等に係る相談の受付に関すること。 (51) 一木地区汚水処理施設及び大和地区汚水処理施設の管理及び運営に関すること(北区役所に限る。) (52) ふれあい収集の受付等に関すること。 (53) 家庭ごみ有料化支援袋の交付に係る届出の受付に関すること。 (54) ボランティアシールの交付に関すること。 (55) 植木地域におけるごみの収集運搬及び清掃指導に関すること(北区役所に限る。) (56) ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること。 (57) 減量美化推進員及び減量美化功労者表彰に係る連絡調整等に関すること。 (58) 町内一斉清掃及びボランティア清掃に関すること。 (59) ごみステーション管理支援補助金の受付に関すること。 (60) へい死動物に係る連絡調整に関すること。 (61) ごみ収集に関する相談及び問い合わせに関すること。 (62) 廃棄物処理に係る相談、初動調査及び指導に関すること。 (63) 廃棄物手数料の減免に関すること(第53号に掲げるもの及び他課の所管に属するものを除く。) (64) 旧下益城郡城南町の区域(以下「城南地域」という。)における水洗便所等改造工事費の助成に関すること(南区役所に限る。) (65) 旧城南町ごみ処理場跡地に係る水質検査に関すること(南区役所に限る。) (66) 植木地域における温泉泉源の関係団体との連絡調整に関すること(北区役所に限る。) (67) スポーツ施設及び茶室の使用許可及び使用料に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (68) 夜間開放学校施設に係る使用料に関すること。 (69) 熊本市旧学校利用施設条例(平成29年条例第12号)に規定する旧学校利用施設に係る使用料に関すること(西区役所に限る。) (70) 城南地域における飲用水の水質管理に係る補助事業に関すること(南区役所に限る。) (71) 中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること(中央区役所に限る。) (72) 東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること(東区役所に限る。) (73) 西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること(西区役所に限る。) (74) 南区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること(南区役所に限る。) (75) 北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること(北区役所に限る。) (76) 旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会に関すること(北区役所に限る。) (77) 区役所内の他課の所管に属しない事項に関すること。 (補助執行) (ア) 熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設の使用許可に関すること。 (イ) 熊本市旧学校利用施設条例第2条に定める施設の使用許可に関すること(西区役所総務企画課長に限る。) (ウ) 各区内公民館の連絡及び調整並びに生涯学習支援に関すること。
区民課	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 住居表示変更証明に関すること。 (4) 行政区設置証明に関すること。 (5) 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。 (6) 特別永住許可に係る申請の受付及び特別永住許可書の交付に関すること。 (7) 特別永住者証明書に係る申請及び住居地以外の変更の届出の受付及び交付に関すること。 (8) 印鑑の登録及び証明に関すること。 (9) 身分証明に関すること。 (10) 埋葬又は火葬の許可に関すること。 (11) 植木火葬場の使用許可及び使用料に関すること(北区役所に限る。) (12) 人口動態調査に関すること。 (13) 死産届に関すること。 (14) 身分事項に関すること。 (15) 公的個人認証に係る事務に関すること。 (16) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること。 (17) し尿くみ取りに係る申込みの受付及び異動通知書の交付に関すること。

部署名	所管事務
	(18) 住民基本台帳事務に係る支援措置に関すること。 (19) 戸籍事務の支援等に関すること(中央区役所に限る。)。 (20) 出張所における戸籍、住民基本台帳等に係る事務の連絡調整及び指導に関すること。 (21) 旅券に係る申請の受付及び交付に関すること。 (22) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格及び賦課に関すること。 (23) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る受付及び交付に関すること。 (24) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者の行為による被害の届出の受付に関すること。 (25) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度のあんま、はり及びきゅうの助成に係る受付及び交付に関すること。 (26) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の軽減及び減免に関すること。 (27) 特定健康診査等の受診券の交付に関すること。 (28) 国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下この項においてこれらを「保険料等」という。)の徴収に関すること(中央区役所を除く。)。 (29) 保険料等の還付請求書の受付に関すること(中央区役所を除く。)。 (30) 保険料等の納付証明書の発行に関すること(中央区役所を除く。)。 (31) 国民年金被保険者の資格に関すること。 (32) 国民年金の給付に係る相談、受付等に関すること。 (33) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。 (34) 特別障害給付金に関すること。 (35) 年金生活者支援給付金に係る相談、受付等に関すること。 (36) 市税に関する証明(軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書、滞納処分を受けたことがないことの証明書及び酒類製造販売の免許申請のための納税証明(以下「軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等」という。)を除く。)に関すること。 (補助執行) 学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関すること。
各まちづくりセンター:中央区まちづくりセンター、託麻まちづくりセンター、秋津まちづくりセンター、東部まちづくりセンター、西部まちづくりセンター、河内まちづくりセンター、花園まちづくりセンター、富合まちづくりセンター、鮎田まちづくりセンター、天明まちづくりセンター、幸田まちづくりセンター、城南まちづくりセンター、南部まちづくりセンター、植木まちづくりセンター、北部まちづくりセンター、清水まちづくりセンター、龍田まちづくりセンター	(1) 地域コミュニティ活動の支援及び推進に関すること。 (2) 町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援に関すること。 (3) 区のまちづくりに関すること(他課の所管に属するものを除く。)。 (4) 地域の相談、要望、陳情等に関すること。 (5) 地域情報の収集及び行政情報の提供に関すること。 (6) 市民公益活動の相談及び支援に関すること。 (7) 地域公民館活動の相談及び支援に関すること。 (8) 当該まちづくりセンターの管理に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンター、西区役所西部まちづくりセンター及び西区役所河内まちづくりセンターを除く。)。 (9) 自衛官募集に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンター、西区役所西部まちづくりセンター、西区役所河内まちづくりセンター、南区役所富合まちづくりセンター及び北区役所植木まちづくりセンターを除く。)。 (10) 漂流物の保管に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンター、西区役所西部まちづくりセンター、西区役所河内まちづくりセンター、南区役所富合まちづくりセンター及び北区役所植木まちづくりセンターを除く。)。 (11) ごみに関する相談に係る支援及び対応に関すること(西区役所河内まちづくりセンターを除く。)。 (12) 清掃指導に関すること(西区役所河内まちづくりセンターを除く。)。 (13) 所管に係る児童館の管理及び運営に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンター、西区役所河内まちづくりセンター、南区役所富合まちづくりセンター、南区役所鮎田まちづくりセンター、南区役所天明まちづくりセンター、南区役所城南まちづくりセンター、北区役所植木まちづくりセンター及び北区役所北部まちづくりセンターを除く。)。 (14) 所管に係る児童館の使用許可に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンター、西区役所河内まちづくりセンター、南区役所富合まちづくりセンター、南区役所鮎田まちづくりセンター、南区役所天明まちづくりセンター、南区役所城南まちづくりセンター、北区役所植木まちづくりセンター及び北区役所北部まちづくりセンターを除く。)。 (15) 所管に係る公民館の使用料に関すること(西区役所河内まちづくりセンター及び南区役所城南まちづくりセンターを除く。)。 (16) 富合ホールの管理及び運営に関すること(南区役所富合まちづくりセンターに限る。)。 (17) 富合ホールの使用許可及び使用料に関すること(南区役所富合まちづくりセンターに限る。)。

部署名	所管事務
	(18) 天明ホールの管理及び運営に関すること(南区役所天明まちづくりセンターに限る。)。 (19) 天明ホールの使用許可及び使用料に関すること(南区役所天明まちづくりセンターに限る。)。 (20) 植木文化ホールの管理及び運営に関すること(北区役所植木まちづくりセンターに限る。)。 (21) 植木文化ホールの使用許可及び使用料に関すること(北区役所植木まちづくりセンターに限る。)。 (22) 城南地域における新市基本計画主要事業の推進に関すること(南区役所城南まちづくりセンターに限る。)。 (23) 城南地域における飲用水の水質管理に係る補助事業の受付に関すること(南区役所城南まちづくりセンターに限る。)。 (24) 城南福祉センターの管理及び運営に関すること(南区役所城南まちづくりセンターに限る。)。 (25) 城南福祉センターの使用許可及び使用料に関すること(南区役所城南まちづくりセンターに限る。)。 (26) 白川公園に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンターに限る。)。 (27) 川尻公会堂の管理及び運営に関すること(南区役所南部まちづくりセンターに限る。)。 (28) 託麻総合出張所(室)に関すること(東区役所託麻まちづくりセンターに限る。)。 (29) 河内総合出張所(室)に関すること(西区役所河内まちづくりセンターに限る。)。 (30) 天明総合出張所(室)に関すること(南区役所天明まちづくりセンターに限る。)。 (31) 幸田総合出張所(室)に関すること(南区役所幸田まちづくりセンターに限る。)。 (32) 城南総合出張所(室)に関すること(南区役所城南まちづくりセンターに限る。)。 (33) 清水総合出張所(室)に関すること(北区役所清水まちづくりセンターに限る。)。 (34) 龍田総合出張所(室)に関すること(北区役所龍田まちづくりセンターに限る。)。 (35) 西区役所芳野分室(室)に関すること(西区役所河内まちづくりセンターに限る。)。 (36) 五福交流室(室)に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンターに限る。)。 (37) 大江交流室(室)に関すること(中央区役所中央区まちづくりセンターに限る。)。 (38) 河内交流室(室)に関すること(西区役所河内まちづくりセンターに限る。)。 (39) 城南交流室(室)に関すること(南区役所城南まちづくりセンターに限る。)。 (40) 西区旧学校利用施設利活用候補者選定委員会に関すること(西区役所西部まちづくりセンターに限る。)。 (補助執行) (ア) 生涯学習支援に関すること(河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)。 (イ) 公民館の管理及び運営に関すること(河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)。 (ウ) 公民館の使用許可に関すること(河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)。 (エ) 公民館の事業の企画及び実施に関すること(河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)。 (オ) 中央公民館に関すること(中央区まちづくりセンター所長に限る。)。 (カ) とみあい図書館の図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること(富合まちづくりセンター所長に限る。)。 (キ) とみあい図書館サービスに関すること(富合まちづくりセンター所長に限る。)。 (ク) とみあい図書館事業の企画及び実施に関すること(富合まちづくりセンター所長に限る。)。
各総合出張所	託麻総合出張所、河内総合出張所、天明総合出張所、幸田総合出張所、城南総合出張所、清水総合出張所、龍田総合出張所 (1) 市税に係る申告書等の配布に関すること。 (2) 市税に関する証明(軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等を除く。)に関すること。 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告並びに課税標識及び課税外標識の交付等(交付、再交付及び返納をいう。次項において同じ。)並びに試乗標識の返納に関すること。 (4) 自動車の臨時運行許可に関すること。 (5) 自衛官募集に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。)。 (6) 漂流物の保管に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。)。 (7) 戸籍に関すること。 (8) 住民基本台帳に関すること。 (9) 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。 (10) 住居表示変更証明に関すること。 (11) 行政区設置証明に関すること。

部署名	所管事務
	(12) 印鑑の登録及び証明に関すること。 (13) 身分証明に関すること。 (14) 埋葬又は火葬の許可に関すること。 (15) 人口動態調査に関すること。 (16) 死産届に関すること。 (17) 公的個人認証に係る事務に関すること。 (18) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること(個人番号カードの交付に関するものを除く。) (19) 桃尾墓園に係る募集要項の配布及び申請の受付に関すること。 (20) 改葬許可に係る申請の受付及び許可証の交付に関すること。 (21) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格及び賦課に関すること。 (22) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る受付及び交付に関すること。 (23) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者の行為による被害の届出の受付に関すること。 (24) 国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下この項においてこれらを「保険料等」という。)の徴収に関すること。 (25) 保険料等の還付請求書の受付に関すること。 (26) 保険料等の納付証明書の発行に関すること。 (27) 国民年金被保険者の資格に関すること。 (28) 国民年金の給付に係る相談、受付等に関すること。 (29) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。 (30) 年金生活者支援給付金に係る相談、受付等に関すること。 (31) リ災証明書の発行に関すること。 (32) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る申請の受付及び交付に関すること。 (33) 高齢者福祉に係る相談及び受付に関すること。 (34) 介護保険に係る申請、相談及び受付に関すること。 (35) 障害児福祉及び障害者福祉に係る相談及び受付等に関すること(精神障害者福祉の相談に係るものを除く。) (36) 熊本市おでかけICカードに関すること。 (37) 障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関すること。 (38) 放送受信料の免除等に係る障害者等の証明に関すること。 (39) 生活保護に係る相談及び受付に関すること。 (40) こども医療費の助成に係る申請の受付及び資格者証の交付に関すること。 (41) 児童福祉に係る相談及び受付に関すること。 (42) ひとり親家庭に係る相談及び受付に関すること。 (43) ひとり親家庭等医療費の助成に係る申請の受付に関すること。 (44) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済に係る受付に関すること。 (45) 母子健康手帳の交付に関すること。 (46) ごみに関する相談に係る受付及び対応に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。) (47) 清掃指導に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。) (48) し尿くみ取りに係る申込みの受付及び異動通知書の交付に関すること。 (49) 果樹試験場記念館の管理に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。) (50) 河内町住民広場に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。) (51) 西区役所河内まちづくりセンターの管理に関すること(西区役所河内総合出張所に限る。) (補助執行) 学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関すること。
西区役所芳野分室	(1) 市民の相談、要望、陳情等に関すること。 (2) 市税に関する証明(軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等を除く。)に関すること。 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告並びに課税標識及び課税外標識の交付等並びに試乗標識の返納に関すること。 (4) 所管に係る地域コミュニティ活動の支援及び推進に関すること。 (5) 戸籍に関すること。 (6) 住民基本台帳に関すること。 (7) 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。 (8) 印鑑の登録及び証明に関すること。

部署名	所管事務
	(9) 身分証明に関すること。 (10) 埋葬又は火葬の許可に関すること。 (11) 人口動態調査に関すること。 (12) 死産届に関すること。 (13) 公的個人認証に係る事務に関すること。 (14) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること(個人番号カードの交付に関するものを除く。) (15) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格及び賦課に係る相談、受付等に関すること。 (16) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る相談、受付等に関すること。 (17) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者の行為による被害の届出の受付に関すること。 (18) 国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下この項においてこれらを「保険料等」という。)の徴収に関すること。 (19) 保険料等の還付請求書の受付に関すること。 (20) 保険料等の納付証明書の発行に関すること。 (21) 国民年金被保険者の資格に係る相談、受付等に関すること。 (22) 国民年金の給付に係る相談、受付等に関すること。 (23) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に係る相談、受付等に関すること。 (24) 年金生活者支援給付金に係る相談、受付等に関すること。 (25) 障害児福祉及び障害者福祉に係る相談及び受付に関すること(精神障害者福祉の相談に係るものを除く。) (26) 障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関すること。 (27) こども医療費の助成に係る申請の受付及び資格者証の交付に関すること (28) 介護保険事務の取次ぎに関すること。 (29) 社会福祉事務の取次ぎに関すること。 (30) 保健衛生事務の取次ぎに関すること。 (31) 芳野コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。 (32) 芳野コミュニティセンターの使用許可及び使用料に関すること。 (33) 芳野コミュニティセンター運営協議会に関すること。 (補助執行) 学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関すること。
各交流室:五福交流室、大江交流室、河内交流室、城南交流室	(1) 地域コミュニティ活動支援の補完に関すること。 (2) 所管に係る公民館の使用料に関すること。 (3) 五福まちづくり交流センターの管理及び運営に関すること(五福交流室に限る。) (4) 五福まちづくり交流センターの会議室の使用許可及び使用料に関すること(五福交流室に限る。) (5) 五福まちづくり交流センター運営協議会に関すること(五福交流室に限る。) (6) 五福小学校プール開放に係る使用料に関すること(五福交流室に限る。) (7) 火の君文化ホールの管理及び運営に関すること(城南交流室に限る。) (8) 火の君文化ホールの使用許可及び使用料に関すること(城南交流室に限る。) (補助執行) (ア) 生涯学習支援に関すること。 (イ) 公民館の管理及び運営に関すること。 (ウ) 公民館の使用許可に関すること。 (エ) 公民館の事業の企画及び実施に関すること。 (オ) 五福小学校プールの管理及び運営に関すること(五福交流室長に限る。)
総務課(各区土木センター室)	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 土木センターの庶務に関すること。 (2) 土木センターの予算の総括に関すること。 (3) 道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例(平成16年条例第60号)に規定する法定外公共物(以下「法定外公共物」という。)(農道を除く。)に係る財産管理に関すること。 (4) 道路に係る認定、廃止、変更等に関すること。 (5) 道路に係る占用及び同意に関すること。

部署名	所管事務
	(6) 地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (7) 河川に係る占用、使用及び同意に関すること。 (8) 法定外公共物(農道を除く。)に係る使用及び同意に関すること。 (9) 道路、河川及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (10) 私道整備補助事業に関すること。 (11) 港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用及び使用に関すること(西区土木センターに限る。) (12) 土木センターの相談業務の総括に関すること。
維持課(各区土木センター室)	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 道路及び橋りょうに係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路(農道を除く。)に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3) 道路及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (4) 浸水解消対策に関すること。 (5) 河川及び河川管理施設に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (6) 法定外公共物である河川等に係る新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (7) 公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理に関すること。 (8) 公有水面に関すること。 (9) 河川に係る施工承認に関すること。 (10) 県との協定に基づき実施する県が管理する河川の清掃に関すること。 (11) 公園に係る建設、改良工事、維持管理及び利活用に関すること。 (12) 公園に係る財産管理に関すること。 (13) 公園に係る占用、使用及び同意に関すること。 (14) 公園愛護会に関すること。 (15) 水前寺江津湖公園に関すること(東区土木センターに限る。) (16) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の施設の維持管理に関すること。
河内分室(西区土木センター室)	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 市道及び橋りょう(市道に関するものに限る。)に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路(農道を除く。)に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3) 市道及び法定外公共物(農道及び河川等を除く。)に係る施工承認に関すること。
城南地域整備室(南区土木センター室)	次の事務で旧下益城郡城南町の区域におけるものに限る。 (1) 市道及び橋りょう(市道に関するものに限る。)に係る維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物のうち道路(農道を除く。)に係る維持管理に関すること。 (3) 法定外公共物のうち河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4) 市道及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (5) 公園に係る維持管理に関すること。
植木地域整備室(北区土木センター室)	次の事務で旧鹿本郡植木町の区域におけるものに限る。 (1) 市道及び橋りょう(市道に関するものに限る。)に係る維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物のうち道路(農道を除く。)に係る維持管理に関すること。 (3) 法定外公共物のうち河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4) 市道及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (5) 公園に係る維持管理に関すること。

令和5年度 区役所 主要事業

区－4

区	課名	事業名	予算額(千円)	事業内容
中央区		中央区施設整備経費	136,182	・五福まちづくり交流センター外壁その他改修工事 ・五福まちづくり交流センター昇降機設備改修工事 他
		中央区管理経費	43,918	中央区役所、まちづくりセンターの管理経費
		中央区まちづくり推進経費	19,000	区のまちづくりを推進する経費
		白川公園内複合施設等管理運営経費	106,676	白川公園内複合施設等の指定管理料
東区		東区施設整備経費	24,148	・東区役所駐車場改修工事 ・託麻まちづくりセンター電気設備改修設計業務委託 ・秋津まちづくりセンター外壁補修工事 他
		東区管理経費	107,613	東区役所、まちづくりセンターの管理経費
		東区まちづくり推進経費	19,000	区のまちづくりを推進するための経費
西区		西区施設整備経費	44,130	西区役所(旧館)直流電源装置取替工事、 西区役所(旧館)音響設備改修工事、河内公民館2 階多目的トイレ設置工事 他
		西区管理経費	88,557	西区役所、まちづくりセンターの管理経費
		西区まちづくり推進経費	19,000	区のまちづくりを推進するための経費
		西区旧学校施設利活用経費・整備経費	9,325	閉校した小学校(旧松尾東、旧松尾西、旧松尾北) の利活用に係る経費
		地域おこし協力隊受入れ経費	9,724	河内・芳野校区において「地域おこし協力隊制度」を 活用することにより、地域の課題解決等を行う経費

区	課名	事業名	予算額(千円)	事業内容
南区		南区施設整備経費	777,000	・火の君文化センター空調設備改修工事 ・アスパル富合空調設備改修工事 ・天明まちづくりセンター昇降機設備改修工事他
		南区管理経費	206,519	南区役所、まちづくりセンターの管理経費
		南区まちづくり推進経費	19,000	区のみちづくりを推進するための経費
		川尻公会堂管理経費	3,241	川尻公会堂の管理運営に係る経費
北区		北区施設整備経費	666,715	・北区役所耐震改修工事 ・芝生広場トイレ建設工事 ・障害者等駐車スペース屋根設置工事 ・植木まちづくりセンター空調設備その他改修工事
		北区管理経費	162,619	北区役所、まちづくりセンターの管理経費
		北区まちづくり推進経費	19,000	区のみちづくりを推進する経費
		植木温泉福祉交流館管理経費	1,300	旧植木温泉福祉交流館及び附帯設備の維持管理経費

中央区まちづくりビジョン

目指す区の姿：新たな出会いと未来創造の都会～つながる、中央区。～

“きらり”とひかる品格ただよまちをつくる
“わくわく”があふれる活力と賑わいのまちをつくる

“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

中央区のまちづくり基本理念

自主自立のまちを目指します

○自主自立のまちとは？

住民が、ゆるやかにつながりあい、
楽しみながら、生きがいを持って、
めざすくらしのあり方をみずから
考え、そのために、なにが必要か、
なにをするべきか、検討し、選択
し、行動できるまち



つながる



たのしむ



いきがい



かんがえる

まちづくりの進め方

地域活動の
負担軽減



気軽に参加できる、身近な、魅力
ある、ためになる、楽しい地域活
動

- ・ICTの活用推進
- ・徹底的な業務分析
- ・活動の質の向上
- ・業務のスクラップアンドビルド
- ・アウトソーシングの検討
- ・マニュアル化の推進

生きがいとして
の地域活動



人生の楽しみ、生活の潤い、つな
がり心地よい地域活動

多くの時間がとられ、奉仕の精神
が求められる、といったネガティ
ブなもの



魅力にあふれた、実りある、楽し
みながら取り組める、趣味やライ
フワークの1つとして、わくわく
できるポジティブなもの

おたがいさまで
ささえあう
地域づくり



ゆるやかなつながりの中で、でき
る範囲でささえあう地域

多様な世代、多様なライフスタイ
ルの住民が、地域で安心して暮ら
し続けていくことができるよう、
お互いの理解を深めあう中で、地
域における、ゆるやかな役割を自
覚し、できる範囲で互いにささ
いあえる地域づくりを進める。

※持続可能な地域となるために

地場の事業者や、高校、大学等教育機関をはじめとした様々な団体との連携、さらには、地域間の連携など、ひろ
がりのあるつながりづくりをすすめるとともに、地域資源を充分に活用し持続可能な地域を目指す。

令和5年度の取組

地域活動の負担軽減		気軽に参加できる、身近な、魅力ある、ためになる、楽しい地域活動とする。
1	地域コミュニティセンターのデジタル化実証実験事業	地域コミュニティセンターへのオンライン予約システム導入に向けた実証事業を行い、地域の負担軽減や利用者の利便性向上を図る。
		1,000千円

生きがいとしての地域活動		人生の楽しみ、生活の潤い、つながりが心地よい地域活動とする。
2	校区の魅力発見発信事業	子どもたちが地域の人やお店、自治会等取材し、情報発信することで、地域に対する理解や関心を高める。
		1,000千円
3	中央区スポーツ交流事業	熊本市中央区体育協会と協働で、校区対抗のスポーツ大会を実施する。
		100千円
4	eスポーツを活用した地域交流推進事業	eスポーツを活用し地域向けに体験講座などを行うことで、コロナ禍における地域での新たな交流の場をつくるとともに、地域のICT活用を推進する。
		1,000千円
5	地域デビュー応援事業	定年退職前後の方々を対象としたセカンドライフについての講演会等を開催することで、地域活動に参加するきっかけづくりを行う。
		700千円

おたがいさまで支えあう地域づくり		ゆるやかなつながりの中で、できる範囲でささえあう地域づくりを進める。
6	お互いさまのまちづくり啓発事業	地域特性等を反映させた研修会等の啓発活動を行うことで、地域包括ケアシステムに対する理解を深める。
		900千円
7	地域防災力強化経費	防災意識の啓発や、地域防災に必要な知識を学ぶ講座などを開催することで、地域防災力、災害対応力の強化をはかる。
		1,000千円
8	避難所運営支援事業	地域での防災訓練を支援し、自主防災意識の向上をはかる。
		900千円
9	中央区多文化共生推進事業	地域住民向けに「やさしい日本語」講座を開催することで、地域住民と在住外国人とのコミュニティ向上を目指す。
		400千円

持続可能な地域となるために		ひろがりのあるつながりづくりをすすめるとともに、地域資源を充分に活用し持続可能な地域を目指す。
10	【新規】ママもパパも赤ちゃんも元気にいきいき・キラキラライフ事業	子育て世代や支援者を対象とした健康・子育て講演会を実施することで、自身や子どもの健康や子育てに対する正しい知識を持ち、また、地域との関わりをもつことで孤立化を防ぐ。
		450千円
11	【新規】マンションのご近所付き合い支援事業	地域との交流の重要性をテーマとしたセミナーを開催することで、交流意欲を向上させ、マンション居住者と地域住民との良好なコミュニティ形成につなげる。
		1,000千円
12	【新規】つながるマガジン“まちのわ”作成事業	中央区内の公園を紹介するガイドブックを作成し配布することで、引っ越して来た方や子育て世代などがつながるきっかけづくりとなり、地域のコミュニティの形成及び地域の活性化につなげる。
		1,600千円
13	中央区地域ICT推進拠点事業	ICT各種相談や体験、出前講座等ができるソフト・ハード両面の環境を、民間企業と連携して提供することで、ICTを活用した地域活動等を支援する。
		3,000千円
14	中央区まちづくりスクール事業	地域課題をテーマとしたマンガ制作のワークショップを開催することで、地域とのつながりが希薄になりがちな中高生の地域に対する理解・関心を深める。
		1,000千円
15	企業資源活用によるまちづくり事業	地域が抱える課題と、その地域で活動する民間企業の社会貢献活動などをマッチングさせることにより、持続可能で互いにささえあう地域コミュニティ形成を目指す。
		—

その他		地域が主体となって進める取組みへの支援他、新たな展開へつながる調査研究やモデル事業
16	地域コミュニティづくり支援補助金	地域が行う課題解決や地域コミュニティの活性化に向けた取組みを支援する。
		3,100千円
17	中央区課題対応経費	地域の多様な課題を解決するための支援、緊急対応すべき住民の声、区でモデル的に取り組む事業・調査などに、スピード感を持って対応するための経費。
		1,850千円

令和5年度 東区のまちづくりの取組

めざす区の姿

自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

～ 東区まちづくりビジョンの基本方針 ～

基本方針 1

【人と人とながかり世代を越えて語り合えるまち】

✓ 地域コミュニティ活動への参加促進

✓ 地域団体の育成・支援

✓ 地域の歴史・文化の活用



基本方針 3

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

✓ 健康づくり活動の推進

✓ 子どもの育成環境づくり

✓ みんなで助け合う福祉のまちづくり



基本方針 5

【暮らしやすく活気あふれるまち】

✓ 地域に根ざした経済の活性化

✓ 生活環境の整備促進



基本方針 2

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

✓ 防犯活動の推進

✓ 交通安全対策の推進

✓ 災害に強いまちづくり



基本方針 4

【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

✓ 地域自然の保全と活用

✓ まちの美化活動の推進



まちづくりビジョンの5つの基本方針に基づき、住民が主体となった地域における交流・つながりづくりや、地域課題解決に向けた取り組みへの支援など、自主自立のまちづくりへの支援を強化します。

令和5年度の東区の取組方針

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに生じた地域課題や「新しい生活様式」を踏まえ、既存事業の抜本的な見直しを行うとともに、地域課題・ニーズへの支援強化を行い、コロナ禍においても地域が主体となった自主自立のまちづくりを停滞させることなく推進します。

《重点的取組み》

- ①地域活動の理解促進や課題解決への支援強化
- ②住民同士・世代間の交流や支え合いのまちづくりの推進
- ③地域防災・防犯力強化・向上のための支援

【東区まちづくり推進経費】				(単位:千円)	
No.	事業名	担当課	R5事業内容	R5予算額	
基本方針1	1	地域の情報ネットワーク活性化支援事業	総務企画課	町内自治会長や地域各種団体の役員を対象に、新しい生活様式に基づく地域活動が実践できるよう、ICT講座を開催するなど、持続する地域コミュニティづくりを図る。	2,000
	2	東区地域コミュニティづくり支援補助金	総務企画課	地域団体等が行う地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けた取組に対して、活動費の一部を助成する。	3,700
	3	東区民文化スポーツ交流事業	総務企画課	地域行事の発展や地域内交流の促進を図るため、地域主体の文化やスポーツ交流の催しに対し、区長賞の提供を行う。また、スポーツ大会は競技種目・参加者の固定化で「地域間・世代間の交流を図る」という目的と整合性がとれていないため、競技種目の検討を行う。	130
	4	あさひばりビング(地域交流スペース)活用支援事業	秋津まちづくりセンター	子育て世代や高齢者・若者間等で新たなコミュニティの派生を促し、地域の活性化とまちづくりのアイデアを引き出すことを目的に、あさひばりビング(地域交流スペース)において、市民先生によるワークショップを開催する。	420
	5	地域と企業を結ぶまちづくり応援事業	東部まちづくりセンター	企業等及び自治会等で地域貢献できることを対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくためのつながりを生み出し、コミュニティを活性化させ、持続する地域づくりを図る。	1,000
	6	地域活動理解促進事業	東部まちづくりセンター	小学校と連携し、新入学児とその保護者同士、さらに地域団体等との交流の場づくりを行い、地域活動やPTA活動への理解・参加促進を図る。	455
基本方針2	7	安全安心のまちづくり事業	総務企画課	交通安全の意識向上を図るため、小・中学生への啓発グッズの配布や、自転車月間に高校生との協働による啓発活動を実施する。また、防犯意識を高め、安全安心のまちづくりを推進するため、SNS等を活用した啓発活動を行う。	310
	8	ちょこっとパトロール	託麻まちづくりセンター	地域活動の参加促進と地域防犯力の向上を図るため、地域と連携した「ちょこっとパトロール(※)」を実施する。※日常的にジョギングやウォーキングをしている方々に気軽にあいさつパトロールを行ってもらう取組み。	500
	9	地域防災合同訓練・防災啓発事業	総務企画課	住民の防災意識の向上と地域全体の災害対応力の強化を図るため、校区防災連絡会を主体とした実践的な防災訓練を実施する。	2,398
	10	あさひばみんなの防災フェスタ開催事業	秋津まちづくりセンター	住民の防災意識の向上と地域全体の災害対応力の強化を図るため、校区防災連絡会を主体とした実践的な防災訓練を実施する。	240
	11	【新事業】 東区みんなde 防災まちづくり事業	総務企画課	地域が主体的に防災活動を継続していく体制構築や意識の醸成を図るため、モデル地区(1校区)の地区防災計画の策定を支援する。また、避難所運営委員等が役割をイメージできるよう、避難所開設・運営の流れについて動画を作成し、市のYouTube等で配信する。	1,900
基本方針3	12	東区健康まちづくり推進員支援事業	保健子ども課	地域における健康まちづくりの活動を推進するため、健康まちづくり推進員(ボランティア)の活動支援やボランティア同士の交流の場づくりを行う。	400
	13	子育て支援ネットワーク活性化事業	保健子ども課	安全・安心して子育てができるまちづくりを推進するため、区や校区単位の子育て支援ネットワーク活動や、地域の主体的な子育て支援活動への支援を行う。	350
	14	地域内交流促進事業	東部まちづくりセンター	サロンに参加している高齢者と地域の子どもたちがeスポーツでつながる場を作り、コロナ禍で薄れている世代間交流の促進を図る。	560
	15	地域ささえあい推進事業	福祉課	認知症の人とその家族に対する理解を深めることにより住民による支え合いを推進するため、認知症サポーターリーダーを養成しその活動を支援する。また、自らの健康状態に応じて自分の力を活かし社会生活を送る意識が浸透することを目指し、啓発や研修会を行う。	932
基本方針4	16	自然環境魅力向上事業	総務企画課	全国都市緑化フェアを契機とした、託麻三山及び江津湖の知名度向上や利活用を促進するため、ボランティア団体との共同清掃、託麻三山案内看板の活用及びSNSや広報紙を用いたPR等を行う。	0
	17	美化活動啓発事業 (ごみステーション管理啓発)	総務企画課	小中学生を対象に地域の環境(ゴミ)問題に関するテーマの作品を募集し、ゴミステーションの実態や地域の環境問題をより広く知ってもらう。作品は多くの人の目に触れるよう、広く広報する。	570
基本方針5	18	けんぐん食と健康まつり (旧東区民まつり)開催事業	総務企画課	地域活性化や住民が主体となったまちづくりを推進するため、地域と連携しながら「けんぐん食と健康まつり」(旧東区民まつり)を開催する。	1,500
共通	19	まちづくり懇話会開催経費	総務企画課	区民と区役所の協働によるまちづくりを推進するため、これからの東区のまちづくりについて、懇話会委員と意見交換を行う。	320
	20	東区地域活性化支援事業	総務企画課	地域活性化や自主自立のまちづくりを推進するため、地域と密に連携しながら、地域が主体となった課題解決への取組みへの支援をスピーディかつきめ細かに実施する。	1,315
R5要求額合計				19,000	

令和5年度 西区まちづくりの取組

めざす区の姿 「金峰望む 華のあるまち西区」

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- I. 安全安心のまちづくり ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～
- II. 子育てしやすいまちづくり ～良好な環境を子どもたちのために～
- III. 楽しさあふれるまちづくり ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～
- IV. 農水産業を生かしたまちづくり ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～



①地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組みます

- 1 西区まちづくり懇話会開催経費
- 2 西区地域コミュニティづくり支援補助金
- 3 地域ニーズ対応経費

河内・芳野地域で実施した婚活事業を有明海沿岸エリアへ拡充



くまもとマイタイムラインシート	
4人（横）人数：3人	5人の人数：4人
活動内容の概要（実施予定）	活動内容の概要（実施予定）
活動内容の概要（実施予定）	活動内容の概要（実施予定）
活動内容の概要（実施予定）	活動内容の概要（実施予定）
活動内容の概要（実施予定）	活動内容の概要（実施予定）

上熊本エリア2校区でマイタイムライン作成イベント実施



金峰森の駅みちくさ館活用 地域の特産物を販売する「きんぼうマルシェ」

②産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組みます

4 大学連携まちづくり推進経費

東海大学との連携事業



芳野のブラッドオレンジを使ったクラフトビール「芳野えーる」

5 西区魅力アップチャレンジプログラム

崇城大学との連携事業



新たな手法を活用した地域課題への取組や魅力発信



提案者と連携し、西区のフィールドを生かしたアイデアコンテスト受賞事業実施

③西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組みます

6 西区にぎわいづくり推進経費



来場者数約1万5千人の熊本駅前フェスタの一環として、3年ぶりに開催された一大イベント「西区フェスタ」

7 西区農水産チャレンジプログラム

8 西区（サイク）リングのまちづくり推進



西区内コンビニへのフロアポンプ配備 自転車を活用した「西区（サイク）リングのまちづくり」PRイベントの開催

④引き続き地域の災害対応力強化に取り組みます

9 地域防災力向上支援事業



地域防災リーダー（防災士）研修での避難所運営グループワーク等の講座



少量の水でできるパッキングクッキング地域講習会・体験会

⑤新しい生活様式を取り入れたまちづくりに取り組みます

10 西区チャンネル配信等ICT活用関連事業

11 ICTを活用した子育て情報発信事業



地域独自の行事や取組を取材した動画配信「西区チャンネル まちセンTV」



ICTを活用したコロナ禍での子育て情報発信

まちづくり推進経費 合計額 19,000



令和5年度 南区まちづくりの取り組み

めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～

いきいき暮らしのまち 南区

いきいきとした自然や緑が育まれ

活きの良い水産物、新鮮な農産物がとれ

永い歴史・文化が**息づき**人々が活発に交流し

暮らしの中に伝統文化のある**粋**で

子どもから大人までが、安全で健康に**生き生き**と暮らす



このようなまちづくりを、世代を超えて絆をつくり、南区の魅力を磨きあげ、地域全体と将来に向かって広げていきます。

市民協働

基本目標1

農と漁業を誇れるまち

基本目標2

歴史・文化を育むまち

基本目標3

自然と共生した住みやすいまち

基本目標4

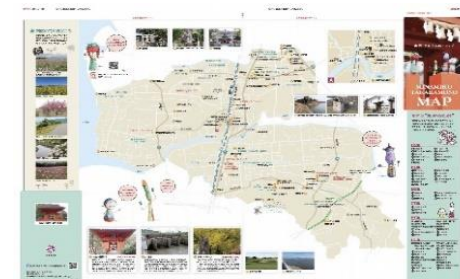
みんなが健康で元気なまち

基本目標5

地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6

安全・安心なまち



まちづくりビジョン実現のために
地域コミュニティの活性化を図り、
区民、地域団体等と行政が連携して
協働のまちづくりに取り組みます

1 知る

2 集まる

南区のまちづくり
行動指針サイクル

4 伝える

3 始める



(単位：千円)

防災力の向上によるまちづくり		2,227
1 津波・高潮警戒地域防災計画作成支援事業	津波・高潮警戒地域において適切な避難行動が行われ人的被害を最小限にするために、大学等の専門機関の指導の下、地区防災計画の策定を支援する。	1,050
2 防災に強いまちづくり育成事業	防災士がより身近で、得意分野を活かした活動が実施できるようにするため、地域で行われる防災訓練や防災講座等に、行政と防災士が協働で支援し、地域防災力及び防災意識の向上を図る。	620
3 南区区民防災会議開催事業	防災に関する基調講演をはじめ、グループワークによる意見交換会等を開催し、地域防災力及び防災意識の向上を図る。	557
地域の課題・特性に応じたまちづくり		1,647
4 南区子どもの交通安全対策事業	南区のキャラクターを活用した「止まれ」などの標示を通学路（歩道）などに設置し、視覚的にアピールすることで、学童の交通安全の意識を高める。併せてキャラクターの認知度アップを図る。	200
5 終末期医療に関する啓発事業	終末期医療や訪問診療に関する講演会を開催し、地域包括ケアシステム及び在宅医療等に関する情報の普及啓発を図るとともに理解度の深化を図る。	600
6 口腔ケアに関する啓発事業	むし歯予防講話や口腔ケア体験等を実施し、区民の口腔衛生に対する関心を高めるとともに、地域の歯科医療機関や企業と連携し、区民の歯や口の健康づくりの活性化を図る。	547
7 南区“いきいき”スポーツ大会等事業	南区内校区体育協会（21団体）等からなる実行委員会、南区親善スポーツ大会を開催し、区民の健康増進と親睦を図る。南区管内商工会や青年協議会等からなる実行委員会、穴掘り大会を開催し、豊かな自然に親しむ機会を創出する。	300
ICTでつながるまちづくり事業		1,500
8 ICTでつながるまちづくり事業	地域の大学生等を講師として初心者向けのスマホ等講座を開催し、高齢者のデジタルディバイド対策によるデジタル化の促進及び世代間交流を図る。	1,500
住民と行政の協働によるまちづくり		13,626
9 まちづくり人材育成事業	まちづくりに興味のある住民・企業を巻き込んだワークショップを開催し、新たなまちづくり活動に関する意識の向上を図るとともにファシリテーションなどのスキルアップ研修の実施により、新たな地域の担い手の発掘及び自主自立のまちづくりを図る。	1,900
10 城南地域ブランド力向上推進事業	若い世代のまちづくりへの参画と、地域を牽引する次世代リーダーを育成するとともに、SNSなどのあらゆる広報媒体を活用し城南町の知名度を高め、歴史・文化・食・産業など魅力ある地域資源を活用した地域活性化を図る。	1,884
11 みんながつながる地域マップ作製事業	地域住民が自ら地域を探索し、地域の魅力を再発見する機会を提供することで、地域愛を深めるとともに、地域の力で作り上げたマップの活用や写真というツールを通じた世代間交流等、地域コミュニティの活性化を図る。	400
12 地域とつくるまちづくりイベント事業	民間事業者・若い世代の地域住民等・行政が連携し企画運営を行い地域住民がまちづくりに興味関心を持つきっかけとなるようなイベント等を開催し、世代間の交流及び次世代の担い手育成を図る。	590
13 地域資源活用事業	農漁業体験ツアーや歴史伝統文化体験ツアーを開催し、次世代を担う子どもたちが親子で体験することで、農水産業や伝統文化への関心を高め、新たな後継者の育成や新たな魅力の創造につながる。	420
14 地域コミュニティづくり支援事業	自治会、自治協及び地域のまちづくり団体等が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組み、活動の継続が見込まれる事業に対して補助することで、地域活力の強化・新たな地域コミュニティの形成を図る。	3,362
15 地域緊急課題対応事業	突発的に発生する地域課題や事業に対し、迅速に対応することで、地域のまちづくりの機運を逃さず活動につなげ、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。	4,421
16 南区まちづくり懇話会	まちづくり懇話会を設置し区民との協働により、「南区まちづくりビジョン」に基づく区の特性を生かした魅力あるまちづくりに関する事項について協議し共通認識を形成する。	649
南区まちづくり推進経費 合計		19,000

令和5年度 北区まちづくりの取組【概要】

区における自主自立のまちづくり

◆熊本市第7次総合計画

地域の実情や多種多様な市民ニーズを的確に把握するため、まちづくりセンターに配置した地域担当職員が地域と行政の架け橋となり、市の施策に反映させていくとともに、区役所と本庁の連携を強化し、区の特徴をいかした自主自立のまちづくりを推進します。

1 北区まちづくりビジョン



【めざす区の姿】

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり 個性輝くまちをめざします

基本方針1

健康と暮らしの安全・安心の向上

基本方針2

住みやすい住環境の整備

基本方針3

まちの賑わいと産業の振興

基本方針4

地域資源の継承と活用

基本方針5

住民自治と協働の推進

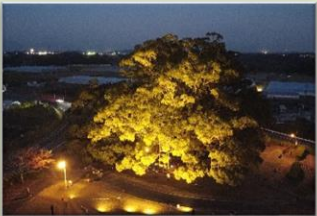
まちづくりビジョンの推進体制

2 北区まちづくりの方向性

『誰もが楽しく集い、『笑顔』が広がる「場」の創出』

様々な取り組みを通して繋がりの輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。

寂心さんの樟を囲んで



地域での活動を支援

『健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成』

「おたがいさま」で誰もが住みやすい北区を目指し、健康づくりの推進に取り組むとともに、安全で安心なまちを目指します。



野菜摂取促進事業

地域を支える土台づくり

ICTを活用した地域支援



北区の魅力発信事業

3 北区まちづくりの取組

・まちづくり推進経費

予算総額 19,000千円

新規（赤字）

No.	事業名	事業概要	予算額
●誰もが楽しく集い、笑顔が広がる「場」の創出			
①	◆北区こどもまつり	親子で楽しめる様々な行事に加え、北区の子どもたちが日ごろ練習している文化活動等を発表する機会を提供し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守りながら、区民の親睦・交流を図る。	3,300
②	◆北区いきいき交流スポーツ大会	校区対抗によるスポーツ大会を開催し、地域内外の交流や融和を図る。令和5年度は、高齢者や小学生、障がい者の方とグラウンドゴルフ、ビーチボールバレー、パークゴルフ、卓球の4種目を実施予定。	500
③	◆～鶴羽田菅原神社神楽と昔話を聞きながら～	各校区のランドマークに地域住民が集い、昔話の伝承等を行う。多世代交流を促し校区の住民のつながりを深める。令和5年度は鶴羽田菅原神社にて、神楽を中心とした世代間交流を図る。	87
④	◆交流促進事業（新規事業）	これから地域を担う子育て世代をターゲットに、地域交流イベントを通して、地域活動についての広報等を行い、自治会への加入と地域活動への参加を促す。	170
●健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成			
⑤	◆北区での野菜摂取促進事業	健康寿命の延伸のため、手早く、おいしく料理する農家のレシピをSNSなどを活用し周知したり、北区作成「食育ランチョンマット」の活用や道の駅「うえき」等での野菜摂取啓発活動等を通し、野菜摂取推進を図る。	291
⑥	◆高血圧予防 with children 事業	3歳児健診対象児とその保護者を対象に塩分測定試験紙を配付（希望者）し、自宅のみそ汁の測定結果を回答してもらうことで、生活習慣の改善、幼少期からの生活習慣病予防への取り組みに繋げる。	335
⑦	◆北区防災まちづくり事業	災害時の協力体制構築のため、校区等で開催の防災訓練等への講師派遣や、防災士研修及び防災ブックを活用した事業などを実施し、市民の自助共助を育成し地域における防災・減災力の強化に繋げる。	2,400
⑧	◆安全安心のまちづくり事業	植木地域暴力追放大会（連合会主催）の支援事業。犯罪対策の講座・講演等を開催し、安全安心のまちづくりを推進する。	283
⑨	◆スケアードストリート交通安全教室	スタントマンによる交通事故疑似体験型イベントを通して、交通安全に対する意識を向上し、安全安心の地域づくり、お互い様の精神、思いやりの気持ち醸成へつなげる。（龍田中学校・武蔵中学校で開催予定。）	782
⑩	◆地域防災力向上研修（新規事業）	北部地域の3校区に設置した避難所運営委員会について、HUGゲームの体験や各校区からの取組発表を行い地域住民の防災意識の向上と円滑な避難所運営に役立てる。	240
⑪	◆清水地域4校区合同防災研修（新規事業）	広域防災センターにて清水地域4校区を対象とした防災体験学習を実施。これまでに得た防災に関する知識や防災意識を更に向上させ、校区間の連携や防災に関する機運醸成に繋げる。	310
⑫	◆龍田地域地域防災力向上研修	各校区の防災に携わる方に参加いただき、避難所運営をスムーズに行うためにグループワーク形式で話し合い、課題解決のための方向性を示す研修を実施する	300
⑬	◆防災食育	保育所・幼稚園等の職員と保護者に対し、栄養バランスの取れる食べ方をα化米を食実して学習等を通して、保護者へ啓発活動を行うことで、非常時にも自分たちで健全な食生活ができるようにする。	150
●地域での活動を支援			
⑭	◆北区地域コミュニティづくり支援補助金	校区自治協議会等の地域団体が主体的かつ継続的に行う様々な分野の身近な課題の解決や、地域自らが創出する自主・自立のコミュニティ事業及びその構築に向けた取り組みに対し、補助金を交付する。	4,140
⑮	◆ICTを活用した地域支援事業	各校区・地域（自治個倫・コミセン・自治会等）の役員及び担当者等にICT等の活用方法を実際の操作を通じて学んでもらい、様々なシーンでの活用につなげる。	1,363
⑯	◆自治会ってなあに？（新規事業）	小学校の授業にてにおいて、地域活動の重要性や地域で活動している方の話を直接聞く機会を設け、地域活動の活性化や担い手育成に繋げる。	81
⑰	◆地域連携・世代間交流事業	年齢性別を問わず楽しむことのできる「モルック」を地域行事などさまざまな場面で活用し、世代間交流を活発にし担い手不足解消を図る。	50
●地域を支える土台づくり			
⑱	◆「北区の魅力！」発信事業	小学生を対象にしたひまわりの絵画コンクールを行い、北区の花「ひまわり」を周知するとともに、北区のシンボルマークや区の花「ひまわり」を通して、区の魅力に磨きをかけながら区内外に向け魅力発信していく。	757
⑲	◆地域コミュニティブランド活用事業	崇城大学と連携し『地域コミュニティブランド（SCB）理論』を用いて地域活動をブランド化し、持続可能なまちづくりを目指す。R5年度は、北区の地域課題解決に関連する取り組み等を行っていく。	1,000
⑳	◆緊急課題対応費	突発的な地域課題に対して、迅速かつ柔軟に対応することで、自主自立のまちづくりを推進するとともに、地域と行政との連携強化・信頼関係構築につなげる。	2,151
㉑	◆北区まちづくり懇話会	北区まちづくりビジョンに基づき区の特徴を生かしたまちづくりに関する事項について、区民の参画による協議や意見交換を行い、区民と行政の協働による暮らしやすいまちづくりを推進するために開催する。	310